

平成19年度「国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業」に関するQ&A

1 申請団体について

Q . 1 - 1 地方自治体が設置している法人又は任意団体は申請団体となり得ますか。

A 設置者を問わず、法人格を有する団体は申請することができます。ただし、地方公共団体自体は公募対象となりません。

Q . 1 - 2 民間企業（営利団体）は申請団体となり得ますか。

A 法人格を有する民間企業は申請団体となり得ますが、当然のことながら、本事業において行う活動は非営利であることが必要です。

2 対象地域について

Q . 2 - 1 地域の範囲はどの程度のものを考えればよいでしょうか。

A 公募要項の「2 . 本事業の目的」にも記載されているように、本事業は地域に根ざしたものでなければなりません。そのため一般的には、市区町村レベル以下の範囲を想定していますが、地域としての一体性、事業の実現可能性等により評価することになります。

Q . 2 - 2 申請団体は対象地域に事務局を置く必要がありますか。

A 2 - 1で回答したように、本事業は、地域に根ざしたものであることが重要となります。申請団体の事務局が対象地域にないことを理由に即不採択とはなりません。申請団体が対象地域に根ざした活動を行うことができるかどうか、これまでの実績等を勘案し、審査することになります。

3 推進体制について

Q . 3 - 1 申請時には、どの程度体制が固まっていなければならないのでしょうか。

A 本事業では、地域の多様な主体の参画が見込まれるため、申請時に完全な体制を固めるのは難しいかもしれません。そのため、応募用紙には、申請時の体制と今後の（拡大）予定とを分けて記述していただくようになっています。

4 地域の選定について

Q . 4 - 1 審査はどのように行われるのでしょうか。

A 公募要項「5(1)審査について」で示した観点に従い、有識者からなる検討委員会が審査を行います。

5 その他

Q . 5 - 1 事業計画はどの程度の期間を対象とするのでしょうか。

A 2か年の事業終了後、数年先までを想定しています。

Q . 5 - 2 公募要項には、「本事業は2か年で行う」と書かれていますが、3年目以降に再度同地域が採択されるという可能性はありますか。

A 本事業では、採択地域において、2年間で自立できる体制を作っていただくことを目的としています。3年目以降に再度同地域が採択されるということはありません。

Q . 5 - 3 地方環境事務所はどこにありますか。

A 地方環境事務所は、全国7か所（札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、岡山市、熊本市）にあります。教育活動を実施する地域に応じて申請書類を提出してください。